

亀山市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により公金事務を委託したので、同条第2項及び亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）第32条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
楠井法律事務所 弁護士 楠井 嘉行
三重県津市栄町二丁目466番地
- 2 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日
令和8年4月1日
- 3 指定公金事務取扱者に委託した歳入等
国民健康保険税
- 4 指定公金事務取扱者に委託した期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで